

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年8月13日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500092 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500018 号

第 1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和 43 年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 36 年 4 月から昭和 43 年 7 月まで

私は、昭和 43 年に自宅を訪問した市役所の職員から、「国民年金に加入するように。今加入しないと今後いくら加入したくても加入できません。」「また、加入する場合は、遡って 7 年分の保険料を納付しないと加入できません。」と言われたので、その職員に夫婦二人分の保険料として 12 万 3,000 円を支払い、その時に帳簿のようなものに印鑑を押した。

しかしながら、年金記録では請求期間の保険料を納付した記録がない。調査の上、請求期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 43 年に自宅を訪問した A 市役所の職員に国民年金への加入を促され、国民年金に加入するとともに、当該職員に請求期間の夫婦二人分の国民年金保険料として 12 万 3,000 円を一括して納付した旨主張している。

しかしながら、A 市役所は、昭和 43 年当時、職員が国民年金未加入者の自宅を訪問し、国民年金への加入勧奨及び国民年金保険料の集金を行っていたか否かについては不明と回答していることから、請求者の国民年金への加入及び保険料の納付については確認することができない。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したとする昭和 43 年時点において、請求期間には、過年度保険料となる期間及び時効により納付できない期間が含まれるが、制度上、市町村では過年度保険料を収納できない上、夫婦二人分の請求期間に係る国民年金保険料の合計額（2 万 5,550 円）と請求者が主張する納付額（12 万 3,000 円）とは大きく相違している。

さらに、A 市の国民年金被保険者名簿により、請求者が、昭和 52 年 10 月 25 日に国民年金の加入届出を行い、昭和 46 年 2 月 1 日に遡って被保険者資格を取得したことが確認できることから、請求期間は国民年金の未加入期間である上、請求者に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付できなかったと考えられる。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500093 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500019 号

第 1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和 43 年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 36 年 4 月から昭和 43 年 7 月まで

私は、昭和 43 年に自宅を訪問した市役所の職員から、「国民年金に加入するように。今加入しないと今後いくら加入したくても加入できません。」「また、加入する場合は、遡って 7 年分の保険料を納付しないと加入できません。」と言われたので、その職員に夫婦二人分の保険料として 12 万 3,000 円を支払い、その時に帳簿のようなものに印鑑を押した。

しかしながら、年金記録では請求期間の保険料を納付した記録がない。調査の上、請求期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 43 年に自宅を訪問した A 市役所の職員に国民年金への加入を促され、国民年金に加入するとともに、当該職員に請求期間の夫婦二人分の国民年金保険料として 12 万 3,000 円を一括して納付した旨主張している。

しかしながら、A 市役所は、昭和 43 年当時、職員が国民年金未加入者の自宅を訪問し、国民年金への加入勧奨及び国民年金保険料の集金を行っていたか否かについては不明と回答していることから、請求者の国民年金への加入及び保険料の納付については確認することができない。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したとする昭和 43 年時点において、請求期間には、過年度保険料となる期間及び時効により納付できない期間が含まれるが、制度上、市町村では過年度保険料を収納できない上、夫婦二人分の請求期間に係る国民年金保険料の合計額（2 万 5,550 円）と請求者が主張する納付額（12 万 3,000 円）とは大きく相違している。

さらに、A 市の国民年金被保険者名簿により、請求者が、昭和 52 年 10 月 25 日に国民年金の加入届出を行い、昭和 46 年 2 月 1 日に遡って被保険者資格を取得したことが確認できることから、請求期間は国民年金の未加入期間である上、請求者に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付できなかったと考えられる。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。